

後付安全運転支援装置の性能認定実施要領細則

第1 申請者

「後付安全運転支援装置の性能認定実施要領」（令和2年国土交通省告示第479号。以下「後付認定要領」という。）第2条に規定する後付安全運転支援装置に関する認定（以下「認定」という。）の申請は、次に掲げる者が行うものとし、以下まとめて「申請者」という。

- (1) 後付認定要領第2条に規定する装置（以下「装置」という。）の製作を業とする者
- (2) (1)に掲げる者から装置を購入する契約を締結している者であって、当該装置を販売することを業とする者（(1)に掲げる者から当該装置の試験及び評価に必要な情報の提供を受けることができる者に限る。）

第2 新規申請

1 認定を新規に申請する者は、技術・環境政策課が別途定める認定事務を行う者（以下「事務局」という。）に対し、次に掲げる事項を記載した申請書（第1号様式）及びその写し（1部）を提出し、かつ、申請に係る装置を搭載した自動車を事務局に提示するものとする。電子メールを用いた方法（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る）にて申請書等を提出する場合、ファイル形式はPDFとすること。

- (1) 装置の名称及び型式
- (2) 装置の種類
- (3) 装置の認定に係る基準

認定に係る基準は、後付認定要領第3条に規定する試験方法及び評価方法のうち該当するものを記載すること。また、当該装置が後方の障害物検知機能を有しない後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進抑制装置である場合は、別添番号及び名称の後に「（後方の検知機能なし）」と記載すること。

2 前項に掲げる申請書及びその写しには、次に掲げる書面を添付するものとする。また、(1)については画像ファイル、(4)（①～⑦を除く）についてはワードファイル、(5)から(6)までについてはエクセルファイルを、事務局に電子メールにて別途提出すること。

- (1) 外観写真
- (2) 装置概要説明書

記載すべき内容は、少なくとも次に掲げる事項（⑤は該当する場合に限る。）とする。ただし、必要に応じて内容を追加することは差し支えない。

- ①装置の名称及び型式
- ②装置の製作者名
- ③装置の機能及び作動条件並びにそれらが掲載されたウェブサイトのURL
- ④装置の構成、機構及び作動原理
- ⑤既に認定を受けた装置から一部が変更されている場合は、当該変更内容

- (3) 装置の外観図及び構造図
- (4) 自己確認表（別記様式1）

少なくとも次に掲げる資料を自己確認の根拠資料の一部として添付すること。また、根拠とする部分は、マーカーで強調する、付箋を付す等により明確にすること。

- ①装置のパフレット
 - ②取扱説明書
 - ③運転者への説明内容及びその方法を記載した書面
 - ④点検整備要領
 - ⑤品質管理要領
 - ⑥保証書
 - ⑦取付方法及び使用方法に係る問合せ先及び受付時間を記載した書面
- (5) 取付事業者の一覧
事業者の名称、住所及び電話番号を記載すること。
 - (6) 取付け可能な自動車の一覧
取付け可能な自動車の車名、車種名、型式及び製作時期を記載すること。
 - (7) 不具合情報等への対応実績
少なくとも過去1年間における、当該装置の安全に係る苦情及び不具合の情報並びに対応状況を示すこと。また、当該装置に起因した又はそのおそれのある事故がある場合は、その発生時期にかかわらず、当該事故の情報及び対応状況を示すこと。
 - (8) 当該装置の導入費用及び販売実績（別記様式2）
 - (9) その他認定に当たって必要と認められる書面
- 3 事務局は、提出された第1項に掲げる申請書及びその添付書面に不足がないことを確認した上で、技術・環境政策課に進達し、同課による申請の受付をもって、評価を開始するものとする。

第3 既認定申請及び変更時の届出

- 1 認定を受けた申請者は、第2第1項に掲げる申請書又は第2第2項(1)から(4)までに掲げる書面（第2第2項(4)の添付書面を含む。）の内容に変更がある場合であって、当該変更内容について引き続き認定を受けようとするときは、既認定申請として、事務局に対し、次に掲げる事項を記載した既認定申請書（第2号様式）及びその写し（1部）を提出し、かつ、申請に係る装置を搭載した自動車を事務局に提示するものとする。
また、既認定申請の添付書面については、第2第2項の規定を準用する。
 - (1) 装置の名称及び型式
 - (2) 装置の種類
 - (3) 装置の認定に係る基準
 - (4) 変更を行う日
 - (5) 有効期間が満了する日
- 1の2 有効期限満了後も引き続き認定を受けようとするときは、事務局に対し、認定の有効期間が満了する日の6～10週間前の期間で第3第1の既認定申請を行うものとし、申請書備考欄に「有効期限満了後も引き続き認定を希望する申請」と記載すること。このとき、第2第1項に掲げる申請書又は第2第2項(1)から(4)までに掲げる書面（第2第2項(4)の添付書面を含む。）の内容に変更が無い場合はその旨の書面を提出し、変更がある場合は第3第1の規定に従うこと。
- 2 認定を受けた申請者は、第2第1項に掲げる申請書又は第2第2項(1)から(4)までに掲げる書面（第2第2項(4)の添付書面を含む。）の内容に変更がある場合であって当該変更内容に関する認定を受けないとき又は販売を終了する等により認定を廃止しようとするときは、その旨について記載した廃止届出書（第3号様式）及びその写し（1部）を事務局に提出しなければならない。

3 認定を受けた申請者は、第2第2項(5)及び(6)に掲げる書面の内容に変更があった場合には、速やかに、その旨について記載した変更届出書（第4号様式）及びその写し（1部）に変更後の当該書面を添付して、事務局に提出しなければならない。

4 第2第3項の規定は、既認定申請に準用する。また、事務局は、第2項及び第3項に掲げる届出書を受領した場合は、速やかに技術・環境政策課に進達するものとする。

第4 試験及び評価の実施並びに結果の通知

1 事務局は、後付認定要領第3条に基づき試験及び評価を実施するものとする。

2 事務局は、第1項の試験及び評価の結果を、次に掲げる事項を記載した試験及び評価結果通知書（第5号様式）により、技術・環境政策課に通知するものとする。

- (1) 装置の名称及び型式
- (2) 装置の種類
- (3) 装置の認定に係る基準
- (4) 装置の申請者の氏名又は名称及び住所
- (5) 装置の機能及び作動条件
- (6) 装置の認定に係る条件その他の特記事項

第5 認定結果の通知

技術・環境政策課は評価結果通知書を受領した後、次に掲げる事項を記載した認定結果通知書（第6号様式）を申請者に通知するものとする。

- (1) 装置の名称及び型式
- (2) 装置の種類
- (3) 装置の認定に係る基準
- (4) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (5) 認定申請日
- (6) 基準適合の場合のみ、基準適合の装置の認定に係る条件その他の特記事項
- (7) 認定の有効期間が満了する日

第6 結果公表

1 公表時期等

(1) 新規公表

後付認定要領第3条の規定により認定を受けた装置に係る情報については、公表可能なものから順次公表することとし、公表日は原則として毎月1日（1日が休日の場合、原則として最も早い休日でない日）とする。

(2) 公表内容変更

公表内容に変更のあるものについては、新規公表と同じく毎月1日（1日が休日の場合、原則として最も早い休日でない日）に公表するものとする。

(3) 認定取消しの公表

後付認定要領第8条に基づき認定を取り消したときは、その旨を速やかに公表するものとする。

(4) 公表削除

原則として、第3第2項に規定する廃止届出が提出された装置については、毎月1日（1日が休日の場合、原則として最も早い休日でない日）に、認定廃止の旨及び廃止を行う日を括弧書きで追記する。ただし、後付認定要領第8条に基づき認定を取り消した装置については、当該認定を取り消した後速やかに削除するものとし、(3)に基づく公表は、当分の間削除しないものとする。

る。

2 公表資料

認定を受けた装置に係る情報については、装置の種類毎に、次に掲げる事項に該当する内容を公表するものとする。

- (1) 装置の名称及び型式
- (2) 認定に係る基準
- (3) 申請者の氏名又は名称及び電話番号
- (4) 装置の外観写真、機能及び作動条件並びにそれらが掲載されたウェブサイトの URL
- (5) 認定に係る条件
- (6) 初回認定日
- (7) 認定の有効期間が満了する日
- (8) その他特記事項

3 認定を取り消した装置に係る公表事項

後付認定要領第 8 条に基づき認定を取り消した装置に係る公表事項は、当該装置に係る後付認定要領第 9 条第 1 号から第 6 号に掲げる項目、当該認定を取り消した日及び当該認定を取り消した装置の範囲とする。

第 7 報告事項

認定を受けた申請者は、次に掲げるときは、速やかに技術・環境政策課及び事務局に報告しなければならない。

- (1) 認定を受けた装置に起因する又はそのおそれのある人身事故又は火災が発生したとき
- (2) 認定を受けた装置又は当該装置を搭載した自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合していない状態にあり、かつ、その原因が当該装置の設計又は製作の過程にあると認める場合において、必要な改善措置を講じようとするとき

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 5 日から施行する。

第1号様式（後付安全運転支援装置の性能認定の申請書）

受付番号（※）		
受付年月日（※）		
後付安全運転支援装置の性能認定の申請書		
国土交通大臣 殿	年	月
	日	
	申請者の氏名又は名称	
	住	所
装置の名称及び型式		
装置の種類		
装置の認定に係る基準		
備考		

（日本産業規格 A 列 4 番）

備考

- (1) ※印の欄は、申請者が記入しないこと。
- (2) 申請書及び添付書面の提出は、電子メールを用いた方法（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る）とすることができる。

第2号様式（後付安全運転支援装置の性能認定の既認定申請書）

受付番号（※）

受付年月日（※）

後付安全運転支援装置の性能認定の既認定申請書

国土交通大臣 殿

年 月 日

申請者の氏名又は名称

住 所

装置の名称及び型式

装置の種類

装置の認定に係る基準

変更を行う日

有効期間が満了する日

備考

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) ※印の欄は、申請者が記入しないこと。
- (2) 申請書及び添付書面の提出は、電子メールを用いた方法（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る）とすることができる。

第3号様式（後付安全運転支援装置の性能認定の廃止届）

受付番号（※）

受付年月日（※）

後付安全運転支援装置の性能認定の廃止届

国土交通大臣 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称

住 所

装置の名称及び型式

装置の種類

装置の認定に係る基準

廃止を行う日

備考

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) ※印の欄は、届出者が記入しないこと。
- (2) 届出書及び添付書面の提出は、電子メールを用いた方法（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る）とすることができる。

第4号様式（後付安全運転支援装置の性能認定の変更届）

受付番号（※）

受付年月日（※）

後付安全運転支援装置の性能認定の変更届

国土交通大臣 殿

年 月 日

届出者の氏名又は名称

住 所

装置の名称及び型式

装置の種類

装置の認定に係る基準

変更を行った日

備考

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) ※印の欄は、届出者が記入しないこと。
- (2) 申請書及び添付書面の提出は、電子メールを用いた方法（電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る）とすることができる。

文 書 番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

事務局の長

後付安全運転支援装置の性能認定試験及び評価結果通知（合格／不合格）について

月 日に申請のあった、下記に掲げる装置について試験及び評価を実施した結果「後付安全運転支援装置の性能認定実施要領」（令和2年国土交通省告示第479号）の認定基準に（適合／不適合）と判断したので通知します。

記

装置の名称及び型式

装置の種類

装置の認定に係る基準

装置の申請者の氏名又は名称及び住所

装置の機能及び作動条件

装置の認定に係る条件その他の特記事項

備考

文 書 番 号
年 月 日

殿

国土交通大臣

後付安全運転支援装置の性能認定について

下記に掲げる装置について評価した結果「後付安全運転支援装置の性能認定実施要領」（令和2年国土交通省告示第479号）の認定基準に（適合／不適合）と認定したので通知します。

記

装置の名称及び型式

本申請者の氏名又は名称及び住所

装置の種類

装置の認定に係る基準

認定申請日

基準適合の装置の認定に係る条件その他の特記事項

認定の有効期間

備考

別記様式1（自己確認表）

別記様式1-1 後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進等抑制装置

自己確認表

1. 申請者

項目	内容	適否	詳細	根拠資料(必須)
第2条 本文第1	次に掲げる者であること。 (1) 後付障害物検知機能付ペダル踏み間違い急発進等抑制装置(以下「後付検知機能付急発進抑制装置」という。)の製作を業とする者 (2) (1)に掲げる者から装置を購入する契約を締結している者であって、当該装置を販売することを業とする者((1)に掲げる者から当該装置の試験及び評価に必要な情報の提供を受けることができる者に限る。)			資料番号①

2. 機能等

項目	内容	適否	詳細	根拠資料(必須)
2.2.1.	前方及び後方のいずれにおいても、発進時等に後付検知機能付急発進抑制装置が作動すること。			資料番号②
2.2.2.	後付検知機能付急発進抑制装置の作動状況(当該装置が有効又は無効である状態をいう。以下同じ。)を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。			資料番号③
2.2.3.	後付検知機能付急発進抑制装置に異常が発生したときに、その旨を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。			資料番号④
2.2.4.	障害物を検知している場合において、ペダル踏み間違いをした場合には、加速を有効に抑制するとともに、運転者に警報すること。			資料番号⑤
2.2.5.	運転者がスイッチ等により容易に後付検知機能付急発進抑制装置の機能を停止することができること。			資料番号⑥
2.2.6.	後付検知機能付急発進抑制装置の使用(2.2.5のスイッチ等の操作を含む。)及び使用時の故障により、急発進、急加速、急制動その他予期しない自動車の動作及び自動車の機能の低下を招くおそれがないこと。			資料番号⑦

3. 体制等

項目	内容	適否	詳細	根拠資料(必須)
2.3.1. 耐久性等の確認	後付検知機能付急発進抑制装置を使用する環境において、当該装置が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有することについて、申請者による社内規格が整備され、試験等により確認が実施されていること。			資料番号⑧
2.3.2. 取扱説明書の提供	後付検知機能付急発進抑制装置を正しく安全に使用するために必要な機能、使用方法、使用条件、注意事項及び異常が発生した場合の対処方法を明示した使用者用の取扱説明書が提供されていること。			資料番号⑨ ※取扱説明書を添付すること
2.3.3. 販売時の確認及び説明	後付検知機能付急発進抑制装置の販売時に、申請者の指定する取付方法等に従い、自動車への取付け及び動作確認等が行われていること。また、使用者に対し2.3.2.の取扱説明書の内容が適切に説明されていること。			資料番号⑩ ※取扱説明書を添付すること ※運転者への説明内容・方法が分かる資料を添付すること
2.3.4. 取付け可能な事業者の管理	後付検知機能付急発進抑制装置を正しく取り付けることができると認められる事業者の有すべき資格要件が定められており、当該資格要件を満たす事業者(以下「取付事業者」という。)の情報が申請者により管理されていること。			資料番号⑪
2.3.5. 取付け可能な自動車の特定	後付検知機能付急発進抑制装置を適切に取り付けることができる自動車の型式及び製作時期が特定されていること。			資料番号⑫
2.3.6. 点検整備の方法に係る情報の提供	後付検知機能付急発進抑制装置の点検及び整備を適切に実施するために必要な情報が使用者に提供されていること。			資料番号⑬ ※点検整備要領を添付すること
2.3.7. 後付検知機能付急発進抑制装置を取り付けた自動車の情報の管理	後付検知機能付急発進抑制装置を取り付けた自動車を特定できる車台番号等の情報が申請者又は取付事業者により管理されていること。			資料番号⑭
2.3.8. 修理体制の整備	後付検知機能付急発進抑制装置の不具合等に対して修理を行う体制が整備されていること。また、修理用の部品が入手可能であること。			資料番号⑮
2.3.9. 不具合情報等の収集	後付検知機能付急発進抑制装置の安全に係る苦情及び不具合の情報を運転者等から収集し、改善の必要性を判断する体制が整備されていること。			資料番号⑯
2.3.10. 品質管理	均一性を有する後付検知機能付急発進抑制装置を製作できるよう適切な品質管理が行われていること。			資料番号⑰ ※社内の品質管理要領を添付すること

2.3.11. 保証期間	後付検知機能付急発進抑制装置の保証期間が定められていること。			資料番号⑱ ※保証書を添付すること
2.3.12. 後付検知機能付急発進抑制装置の取付方法等に対する説明体制	後付検知機能付急発進抑制装置の取付方法及び使用方法等について、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く日の昼間に問合せがあった場合に、説明できる体制が整備されていること。			資料番号⑲

4. 後付検知機能付急発進抑制装置の販売実績等

項目	内容	適否	詳細	根拠資料(必須)
2.4.1.	市場での使用状況等を把握するのに十分な販売実績があること。ただし、これに代える後付装置搭載車の走行試験実績等がある場合は、この限りでない。			資料番号⑳ 別記様式2
2.4.2.	後付検知機能付急発進抑制装置の製作又は販売を1年以内に終了する予定がないこと。ただし、既に認定が行われた装置であって、製作又は販売が終了した後も認定の基準に適合するよう申請者が必要な措置を講じる場合は、この限りでない。			資料番号㉑
2.4.3.	後付検知機能付急発進抑制装置又はその一部は、自動車から容易に離脱するもの、その取付部に緩み又はがたがあるもの、その表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類に記入されているものその他の一時的に取付けられたものでないこと。			資料番号㉒

(注) 後方の障害物検知機能を有しない後付障害物検知機能付急発進抑制装置にあっては、後方の発進時等の機能等については、別記様式1-2を使用すること。

以下の認定に係る留意事項を確認した場合は、□にチェックすること。

- 認定が行われた装置が認定に係る基準及び条件に適合するよう維持しなければならないこと。
- 認定が行われた装置が本文第7の報告事項に該当するときは、速やかに国土交通省及び事務局に報告しなければならないこと。
- 認定が行われた装置について、書面の提出、装置及び後付装置搭載車の提示並びに業務に関する報告(以下「報告等」という。)を求められた場合は、それに応じること。
- 認定が行われた装置について、次のいずれかに該当するときは、国土交通省が認定を取り消すことができること。
 - ・ 当該装置が認定に係る基準又は条件に適合しなくなったとき。
 - ・ 不正の手段により認定を受けたとき。
 - ・ 求められた報告等をせず、又は虚偽の報告等を行ったとき。
 - ・ 当該装置又は当該装置の認定について著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。

自己確認表

1. 申請者

項目	内容	適否	詳細	根拠資料(必須)
第2条 本文第1	次に掲げる者であること。 (1)後付ペダル踏み間違い急発進抑制装置(以下、「後付急発進抑制装置」という。)の製作を業とする者 (2) (1)に掲げる者から装置を購入する契約を締結している者であって、当該装置を販売することを業とする者((1)に掲げる者から当該装置の試験及び評価に必要な情報の提供を受けることができる者に限る。)			資料番号①

2. 機能等

項目	内容	適否	詳細	根拠資料(必須)
2.2.1.	前方及び後方のいずれにおいても、発進時等に後付急発進抑制装置が作動すること。			資料番号②
2.2.2.	後付急発進抑制装置の作動状況(当該装置が有効又は無効である状態をいう。以下同じ。)を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。			資料番号③
2.2.3.	後付急発進抑制装置に異常が発生したときに、その旨を表示器等により運転者に分かりやすく示すことができること。			資料番号④
2.2.4.	ペダル踏み間違いをした場合に、加速を有効に抑制するとともに、運転者に警報すること。			資料番号⑤
2.2.5.	2.2.4.の加速を抑制する範囲は、通常走行時におけるアクセルペダルの踏み等を勘案し、運転者が予期しない加速抑制を可能な限り排除するように設定されていること。			資料番号⑥
2.2.6.	運転者がスイッチ等により容易に後付急発進抑制装置の機能を停止することができること。			資料番号⑦
2.2.7.	後付急発進抑制装置の使用(2.2.6.のスイッチ等の操作を含む。)及び使用時の故障により、急発進、急加速、急制動その他予期しない自動車の動作及び自動車の機能の低下を招くおそれがないこと。			資料番号⑧

3. 体制等

項目	内容	適否	詳細	根拠資料(必須)
2.3.1. 耐久性等の確認	後付急発進抑制装置を使用する環境において、当該装置が円滑に作動し、かつ、十分な耐久性を有することについて、申請者による社内規格が整備され、試験等により確認が実施されていること。			資料番号⑨
2.3.2. 取扱説明書の提供	後付急発進抑制装置を正しく安全に使用するために必要な機能、使用方法、使用条件、注意事項及び異常が発生した場合の対処方法を明示した使用者用の取扱説明書が提供されていること。			資料番号⑩ ※取扱説明書を添付すること
2.3.3. 販売時の確認及び説明	後付急発進抑制装置の販売時に、申請者の指定する取付方法等に従い、自動車への取付け及び動作確認等が行われていること。また、使用者に対し2.3.2.の取扱説明書の内容が適切に説明されていること。			資料番号⑪ ※取扱説明書を添付すること ※運転者への説明内容・方法が分かる資料を添付すること
2.3.4. 取付け可能な事業者の管理	後付急発進抑制装置を正しく取り付けることができると認められる事業者の有すべき資格要件が定められており、当該資格要件を満たす事業者(以下「取付事業者」という。)の情報が申請者により管理されていること。			資料番号⑫
2.3.5. 取付け可能な自動車の特定	後付急発進抑制装置を適切に取り付けることができる自動車の型式及び製作時期が特定されていること。			資料番号⑬
2.3.6. 点検整備の方法に係る情報の提供	後付急発進抑制装置の点検及び整備を適切に実施するために必要な情報が使用者に提供されていること。			資料番号⑭ ※点検整備要領を添付すること
2.3.7. 後付検知機能付急発進抑制装置を取り付けた自動車の情報の管理	後付急発進抑制装置を取り付けた自動車を特定できる車台番号等の情報が申請者又は取付事業者により管理されていること。			資料番号⑮
2.3.8. 修理体制の整備	後付急発進抑制装置の不具合等に対して修理を行う体制が整備されていること。また、修理用の部品が入手可能であること。			資料番号⑯
2.3.9. 不具合情報等の収集	後付急発進抑制装置の安全に係る苦情及び不具合の情報を運転者等から収集し、改善の必要性を判断する体制が整備されていること。			資料番号⑰
2.3.10. 品質管理	均一性を有する後付急発進抑制装置を製作できるよう適切な品質管理が行われていること。			資料番号⑱ ※社内の品質管理要領を添付すること

2.3.11. 保証期間	後付急発進抑制装置の保証期間が定められていること。			資料番号⑱ ※保証書を添付すること
2.3.12. 後付検知機能付急発進抑制装置の取付方法等に対する説明体制	後付急発進抑制装置の取付方法及び使用方法等について、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く日の昼間に問合せがあった場合に、説明できる体制が整備されていること。			資料番号⑳

4. 後付急発進抑制装置の販売実績等

項目	内容	適否	詳細	根拠資料(必須)
2.4.1.	市場での使用状況等を把握するのに十分な販売実績があること。ただし、これに代える後付装置搭載車の走行試験実績等がある場合は、この限りでない。			資料番号㉑ 別記様式2
2.4.2.	後付急発進抑制装置の製作又は販売を1年以内に終了する予定がないこと。ただし、既に認定が行われた装置であって、製作又は販売が終了した後も認定の基準に適合するよう申請者が必要な措置を講じる場合は、この限りでない。			資料番号㉒
2.4.3.	後付急発進抑制装置又はその一部は、自動車から容易に離脱するもの、その取付部に緩み又はがたがあるもの、その表示が貼り付けられた紙又は粘着テープ類に記入されているものその他の一時的に取付けられたものでないこと。			資料番号㉓

以下の認定に係る留意事項を確認した場合は、□にチェックすること。

- 認定が行われた装置が認定に係る基準及び条件に適合するよう維持しなければならないこと。
- 認定が行われた装置が本文第7の報告事項に該当するときは、速やかに国土交通省及び事務局に報告しなければならないこと。
- 認定が行われた装置について、書面の提出、装置及び後付装置搭載車の提示並びに業務に関する報告(以下「報告等」という。)を求められた場合は、それに応じること。
- 認定が行われた装置について、次のいずれかに該当するときは、国土交通省が認定を取り消すことができること。
 - ・ 当該装置が認定に係る基準又は条件に適合しなくなったとき。
 - ・ 不正の手段により認定を受けたとき。
 - ・ 求められた報告等をせず、又は虚偽の報告等を行ったとき。
 - ・ 当該装置又は当該装置の認定について著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたとき。

別記様式 2 (当該装置の導入費用及び販売実績)

装置の導入費用及び販売実績

装置の名称 (型式)						
1. 導入費用						
(1) 装置の価格						
(2) 取付費用						
2. 販売実績						
乗用車 (軽貨物含む)	過去5年間の販売実績					販売開始からの 累計販売実績
	年	年	年	年	年	台
	台	台	台	台	台	

注 本様式で記入し難い場合は、様式自由にて別添とすること